

## 「令和5年度起業家人材育成事業実施委託業務」に関する質問・回答票

令和5年3月6日時点

No.	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
1	仕様書	実践的講座等と連携して行うことを妨げない（2）	<p>「(1)大学生等を対象とした実務教育※」の9回の中に「(2)実践的研修※」の5回を（一部）含めることは可能でしょうか。</p> <p>※質問者への趣旨確認により、一部文言修正</p>	<p>原則として(2)を(1)に含めることは可能である。</p> <p>・ただし、(1)の研修は、「起業に必要な知識等を習得させるための講座」であることに対し、(2)の研修は「事業の成長に必要な知識等の講座」である。そのため、(1)は「起業準備者」、(2)は「起業準備者及び起業家」を対象としており、(2)の対象者中、「起業家」が(1)を受講することは想定していない。</p> <p>・一方、受講者（起業家及び起業準備者）同士の交流により、(2)ウの「コミュニティ形成」に資すると考えられるため、「連携して行うことを妨げない」こととしている。</p> <p>・(2)を(1)に含める回数や程度については、上記を勘案し精査いただきたい。</p>
2	仕様書	スケジュール（2）	<p>カリキュラム実施や成果報告会の開催月を変更することは可能でしょうか。（令和4年度と比較して次年度は講座回数が減少したためコンパクトにすることを想定しています）</p>	<p>3(1)に記載した業務内容を全て完了できる場合は、3(1)キに記したスケジュールからの変更は可能である。（例えば「2月の成果報告会」を前倒しで実施するなど）適宜県と調整いただきたい。</p>